

2 因果関係について

(1) 原告の主張

原告は、原告準備書面（2）第二第1. 2（7～9頁）において、共通義務確認手続においては、一般的な因果関係が認められれば足りるとした上で、

- ① 特別事情がない限り、通常は、本件得点調整を知っていれば受験しないと考えべき
- ② 試験日程からすれば、本件得点調整が明らかになれば、他校を受験することになりやすい
- ③ 対象消費者は、もともと合格可能性が低い者であったと考えべきところ、本件得点調整が開示されていれば、通常は、受験に踏み切らなか

ったというべき

として、因果関係がある旨主張する。

しかしながら、次に述べるとおり、原告のこれらの主張はいずれも認められない。なお、「共通義務確認手続きにおいては、一般的な因果関係が認められれば足りる」との点については、訴訟要件に関するものであるので、下記第3にて述べる。

(2) 上記①について

原告は、特別事情がない限り、通常は、本件得点調整を知っていれば受験しないと考えるべき旨主張する。

しかしながら、被告第2準備書面第3.1及び2(12～14頁)において詳述したとおり、医学部受験生の受験動向として、複数の大学を併願して受験すること、仮に、多浪生あるいは女子において、本件程度の得点調整が実施されることを認識していたとしても、その教育内容や質、学費、立地等を踏まえて、少なくとも被告を併願する可能性は高いものであって、原告の主張は認められない。

(3) 上記②について

ア 原告は、試験日程からすれば、本件得点調整が明らかになれば、他校を受験することになりやすい旨主張する。

本件得点調整を認識していたとしても、被告を併願する可能性が高いことは、上記(2)のとおりであり、この点において原告の主張は認められないところであるが、次に述べるとおり、原告の主張は、その主張を前提としても、対象消費者のごく一部にしか該当せず、原告のいう「一般的な因果関係」は到底認められないものであって、失当である。

イ 一般入試一次試験について

(ア) 2017年(平成29年)について

原告は、2017年（平成29年）の入試について、被告の一般入試の一次試験（2月4日）を受験すると、北里大学、昭和大学、兵庫医科大学のいずれか一つしか受験できなくなる旨主張する。

しかしながら、これらはいずれも二次試験であるので、少なくとも、この3大学のうち2大学の一次試験に合格しなければ、原告の主張する状況にはならない。

また、昭和大学については、一般Ⅱ期として、他の受験日程（一次試験：3月4日、二次試験：同月11日。甲7の2）もあり、被告と昭和大学を志望する受験生は、併願可能である。

(イ) 2018年（平成30年）について

原告は、2018年（平成30年）の入試について、被告の一般入試の一次試験（2月3日）を受験すると、北里大学、昭和大学、兵庫医科大学のいずれか一つ、あるいは、帝京大学、東海大学のいずれか一つしか受験できなくなる旨主張する。

しかしながら、帝京大学については、二次試験であるので、少なくとも同大学の一次試験に合格しなければ、原告の主張する状況にはならない。

また、帝京大学、東海大学について、他の受験日程もある。帝京大学につき、2月14日にセンター利用入試の二次試験がある。また、東海大学については、3月13日にセンター後期の二次試験がある。このため、被告と両大学を志望する受験生は、併願可能である。

なお、北里大学、昭和大学、兵庫医科大学については、2017年（上記（ア）参照）と同様である。

(ウ) このように、他大学の受験日程に関する原告の主張は、原告の主張を前提としても、対象消費者のごく一部しか該当しないものであって、

原告の主張する「一般的な因果関係」の根拠とは、到底なり得るものではない（そもそも、原告のこの主張は、対象消費者のうち、被告のセンター利用入試を受験した者については妥当しない。）。

なお、原告は、昭和大学について「併願先の有力候補となり得る」とし、北里大学についても「併願先となりやすい」と主張する（原告準備書面（2）第二第1.2（4）・8頁）。しかしながら、両校ともに、属性による得点調整が文科省から指摘されており（乙22及び乙23）、「通常は得点調整を知っていれば受験しない」等といった原告の主張からすれば、併願先とはなり得ないものである。

ウ 二次試験について

（ア）2017年（平成29年）について

原告は、2017年（平成29年）の入試について、被告の一般入試・センター利用入試の二次試験（2月12日）を受験すると、産業医科大学、埼玉医科大学、関西医科大学、聖マリアンナ医科大学を受験できなくなる旨主張する。

しかしながら、埼玉医科大学及び関西医科大学については、他の受験日程もある。すなわち、埼玉医科大学につき、一般前期として一次試験：1月22日、二次試験：同月29日があり、センター利用入試として2月26日がある。関西医科大学につき、一般後期として、一次試験：3月4日、二次試験：3月14日がある。このため、被告とこれらの大学を志望する受験生は、併願可能である。

また、聖マリアンナ医科大学については、二次試験であり、かつ2月11日と12日のいずれかが指定されるとのことであるので、一次試験に合格し、かつ12日を指定された者にしか該当しない（なお、同大学は、文部科学省から入学試験において属性による得点調整が行

われたことが疑われ「不適切である可能性が高い」と指摘されている。

乙24)。

産業医科大学については、福岡県に所在する大学であるので、いずれを志望するかについては、その立地が重視されるはずである。

(イ) 2018年(平成30年)について

原告は、2018年(平成30年)の入試について、被告の一般入試・センター利用入試の二次試験(2月10日)を受験すると、聖マリアンナ医科大学を受験できなくなる旨主張するが、この点については、2017年(上記(ア)参照)と同様である。

なお、甲7の1をみると、2月10日には、東海大学の一般・センター前期・地域枠の二次試験が予定されているが、東海大学は2月11日との「選択」とあるので、東海大学の一次試験を合格しても、被告と併願することができる。

(ウ) このように、他大学の受験日程に関する原告の主張は、原告の主張を前提としても、対象消費者のごく一部しか該当しないものであって、原告の主張する「一般的な因果関係」の根拠とは、到底なり得るものではない(そもそも、原告のこの主張が該当するのは、被告の一次試験に合格した対象消費者2についてのみであり、一次試験に合格しなかった受験生は該当しない。)

(4) 上記③について

原告は、対象消費者は、もともと合格可能性が低い者であったと考えるべきところ、本件得点調整が開示されていれば、通常は、受験に踏み切らなかつたというべき旨主張する。

原告のいう「もともと合格可能性が低い者」について明確に定義されていない。

そもそも、何をもって「合格可能性が低い」と区分けするか、さらには「合格可能性が高い」と「合格可能性が低い」の区分けができるのかは疑問であり、かつ、対象消費者に含まれる「もともと合格可能性が低い者」の割合を推測することが困難である。

むしろ、受験予備校の指摘によれば「私立大学医学部の入学試験は倍率が高いため、合格ラインに多くのライバルが並ぶこととなります。そのような状況では、試験問題がたまたま自分の不得意分野だった場合、自分より実力の低いライバルが合格して、自分が不合格になるという事があり得るのです。」とのことであり（乙15）、この指摘からすれば、対象消費者には、受験予備校の模試の結果等では、被告に「合格する可能性が低い」とは判定されなかった者も相当数含まれているものと思われる。

それに加え、「受験予備校の模試の結果等において、被告に合格する可能性が低いと判定された者」であるからといって、被告を受験しない理由にはなり得ない。

被告第2準備書面第3. 2（14頁）において述べたところであるが、受験予備校による「可能な限り多く受験するべきだと思います。偏差値が自分の実力からかけ離れたような大学はさすがに受験するべきではありませんが、中堅校であればできるだけたくさん受けたほうが良いと思います。」との指摘があり、受験生は、被告を含む「旧設私立医科大学」のグループを複数校併願する可能性が高く、実際、このグループは受験生数も多いところである（乙15）。

これらのことからすれば、原告の上記③の主張は、原告の主張を前提としても、対象消費者のごく一部しか該当しないものであって、原告の主張する「一般的な因果関係」の根拠とは、到底なり得るものではない。